

広報かさまつ KASAMATSU

11

2020 Nov.
No.1122



目次 CONTENTS

- 02 令和元年度の決算状況をお知らせします
- 08 令和3年度の個人住民税から
控除額が変わります
- 10 第3回笠松町議会定例会議決結果
- 12 Information Box 町からのお知らせ

表紙 COVER STORY

9月24日、下羽栗小学校で「くりっこスポーツ大会」が開催されました。今年は、例年のような運動会は開催できませんでしたが、どの演技・競技もみんな精一杯取り組んでいました。一年生もすっかり学校に馴染んだ様子で、元気いっぱいのはじける笑顔が輝いていました！

決算状況をお知らせします

皆さんから納めていただいた税金、保険料などは、町の一般会計・特別会計の財源の一部となり、町の行財政運営に使われました。歳入は71億2,836万円で、前年度と比較して1億6,774万円(2.3%)減少、歳出は67億7,499万円で、前年度と比較して5,638万円(0.8%)減少しました。詳しい決算状況は次のとおりです。

歳入 71億2,836万円	－	歳出 67億7,499万円	－	翌年度繰越財源 1,456万円	=	実質収支 3億3,881万円
------------------	---	------------------	---	--------------------	---	-------------------

★実質単年度収支(繰越金や基金の出し入れを除き純粋に1年間で出入りしたお金の差)
…8,811万円の赤字

町税の内訳	
固定資産税	12億9,220万円
町民税(個人)	12億402万円
町民税(法人)	1億5,413万円
町たばこ税	1億2,605万円
軽自動車税	5,112万円

■A) 町税 28億2,752万円
住民税、固定資産税など皆さんから納めていただいたお金

■B) 繰入金 1億6,737万円
基金などからの繰入金

■C) その他自主財源 7億8,855万円
公共施設の使用料、各種証明書交付手数料や寄附金も含まれます

■D) 国県支出金 13億1,308万円
国県から補助、負担されるお金

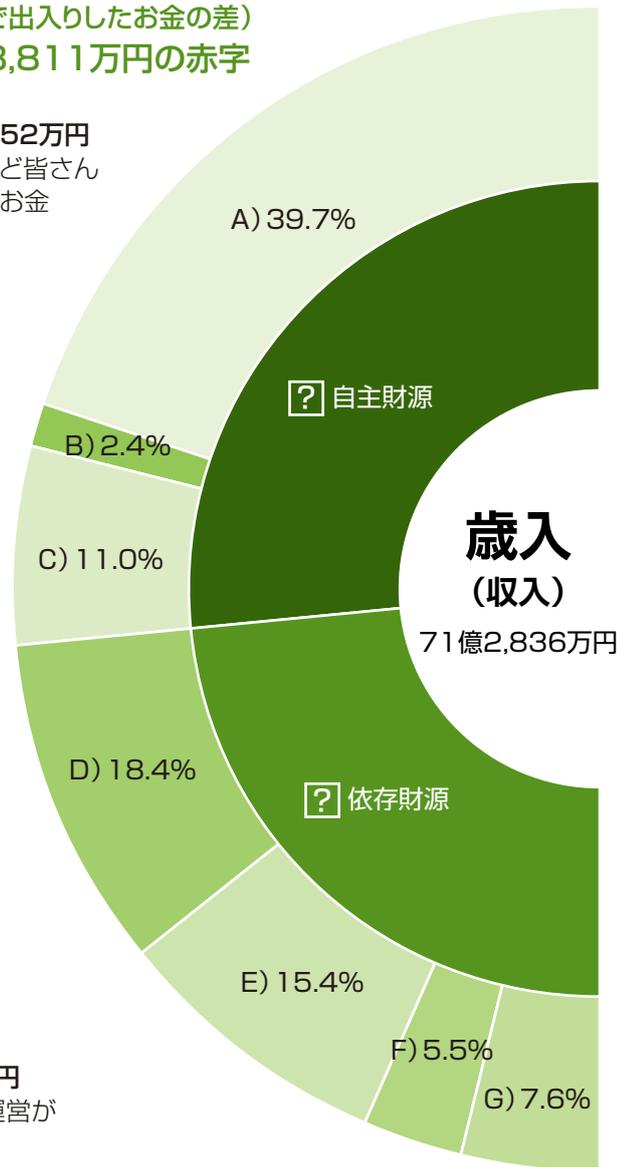
- 国庫支出金
 - 児童手当負担金 2億5,126万円
 - 保育給付費負担金 1億5,207万円
 - 社会資本整備総合交付金 8,895万円
- 県支出金
 - 保険基盤安定負担金 9,692万円
 - 障害者自立支援給付費負担金 9,217万円
 - 保育給付費負担金 6,585万円
 - 重度心身障害者医療費補助金 4,941万円

■E) 地方交付税 10億9,567万円
町の規模に応じて、標準的な財政運営ができるよう国から交付されるお金

■F) 町債 3億8,940万円
建設工事など金額の大きな事業を行うために借入れをしたお金

■G) その他依存財源 5億4,677万円
国に納めた税金から一定のルールで交付されるお金

一般会計



自主財源
町が自ら基準を定め、徴収・収納できるお金
(町が自立し、安定した行政活動を進めるためには自主財源の増加が望まれます)

依存財源
国や県の基準に基づき、交付されるお金
(使い道が特定されているものが多く、自由に使うことができません)

令和 元年度

■a) 民生費 24億5,598万円

社会福祉、障害者福祉、福祉医療、児童手当、
保育所、子育て支援などの費用

施設型給付(保育)事業	3億9,229万円
障害者自立支援給付事業	3億6,087万円
児童手当等支給事業	3億6,020万円
乳幼児医療費助成事業	9,861万円



■b) 衛生費 9億1,120万円

保健衛生、ごみ処理などの費用

ごみ収集・処分手業	5億6,503万円
予防接種事業	5,590万円
し尿(浄化)処分手業	5,313万円



■c) 総務費 7億6,575万円

一般事務管理、庁舎等管理、公共施設巡回
町民バス運行、徴税、戸籍住民基本台帳、
町内会助成などの費用

情報化推進事業	4,697万円
かさまつ応援事業	3,413万円



■d) 土木費 7億5,503万円

道路、橋梁、河川、都市計画などの費用

排水路改良事業	2億1,898万円
道路修繕事業	5,820万円
公園等管理事業	4,626万円



■e) 教育費 6億5,916万円

小学校、中学校、学校給食センター、
社会教育、保健体育などの費用

教育委員会運営事業	7,497万円
松枝小学校管理事業	5,713万円



■f) 公債費 5億3,079万円

国や銀行からの借り入れに対
する返済金



■g) 消防費 3億7,679万円

消防や水防などの費用

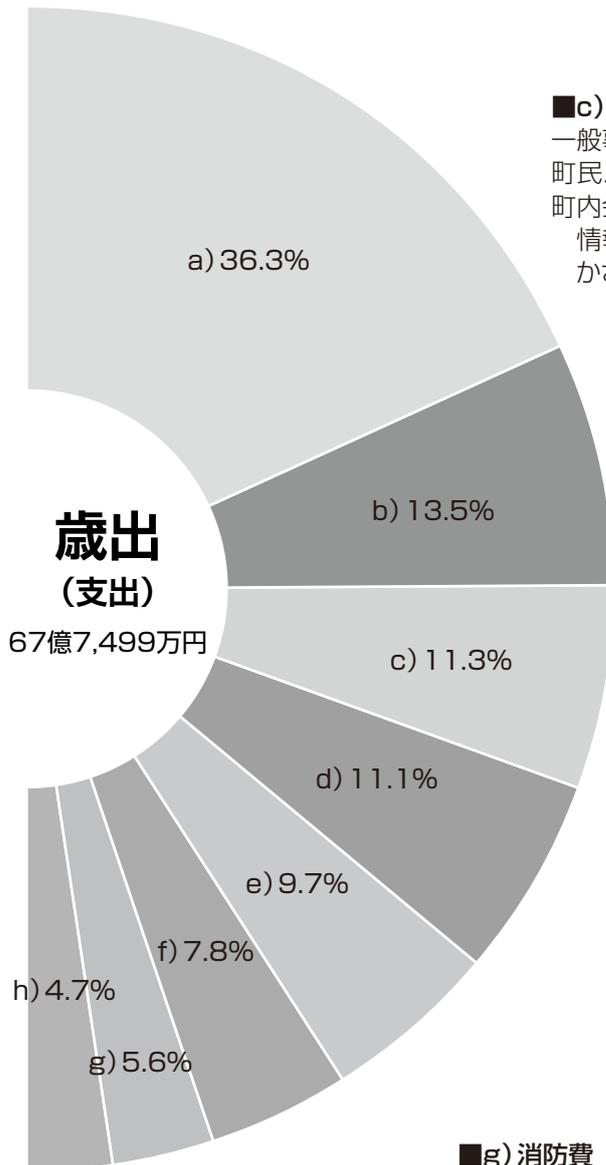
常備消防事務事業	3億4,346万円
----------	-----------



■h) その他 3億2,029万円

議会、農業振興、商工業振興などの費用

商工業団体支援事業	1,480万円
かんがい排水事業負担金	829万円



■町民一人あたりの収入額・支出額

町民一人あたりの収入額	
町税	127,480円
地方交付税	49,399円
国庫支出金	36,590円
県支出金	22,611円
繰越金	20,952円
地方消費税交付金	18,131円
町債	17,556円
繰入金	7,546円
使用料及び手数料	5,925円
その他	15,197円
合計	321,387円

町民一人あたりの支出額	
民生費	110,730円
衛生費	41,082円
総務費	34,524円
土木費	34,041円
教育費	29,719円
公債費	23,931円
消防費	16,988円
諸支出金	7,211円
議会費	3,138円
その他	4,091円
合計	305,455円

■歳出の性質別内訳

公債費(7.8%) 5億3,079万円

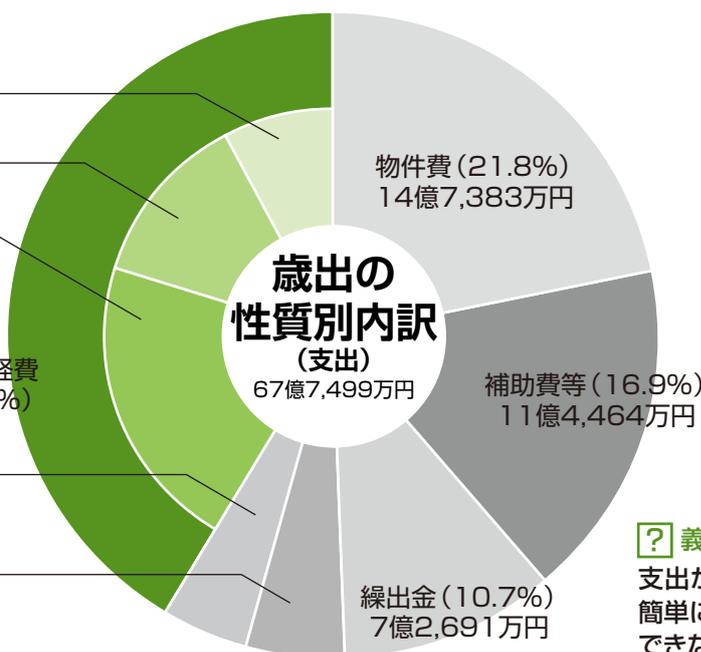
人件費(12.4%) 8億4,228万円

扶助費(21.2%) 14億3,878万円

○ 義務的経費
(41.4%)

その他(4.3%) 2億8,767万円

普通建設事業費(4.9%)
3億3,009万円



○ 義務的経費
支出が義務付けられ、簡単に削減することができないお金

特 別 会 計

一般会計とは切り離して、同じ目的で行う事業をひとまとめに扱う会計です。笠松町には次の3つの特別会計があります。

■国民健康保険特別会計

歳入	23億49万円	国民健康保険税 ・被保険者一人あたり約7万円 他に、国・県からの交付金や一般会計からの繰入金でまかなわれています。	4億5,837万円
歳出	22億6,448万円	療養給付費・療養費 ・医療費(被保険者)一人あたり約29万円	12億9,172万円

■介護保険特別会計

歳入	18億5,650万円	介護保険料 ・被保険者一人あたり約7万円 他に、国・県からの交付金や一般会計からの繰入金でまかなわれています。	4億2,172万円
歳出	17億7,284万円	介護給付費 ・介護サービス利用(保険者負担分) 他に、介護予防事業などに使うお金として支出されます。	15億7,976万円

■後期高齢者医療特別会計

歳入	2億8,932万円	後期高齢者医療保険料 ・被保険者一人あたり約6万円 他に、一般会計からの繰入金でまかなわれています。	2億506万円
歳出	2億8,550万円	後期高齢者医療広域連合納付金 岐阜県後期高齢者医療広域連合が保険料の決定や医療の給付などの事務処理を行っています。	2億6,851万円



基金と町債

■基金現在高状況 ～町の貯蓄はどのくらい?～

・ 財政調整基金	7億431万円
・ 特定目的基金	5億8,529万円
<hr/>	
・ 町全体では…	12億8,960万円
	※平成30年度に比べて3,631万円増加
・ 町民一人あたりに換算すると…	5.8万円

【?】 財政調整基金

財源が不足する場合や災害などの緊急事態に備えて貯めておくお金

【?】 特定目的基金

福祉や教育、インフラ整備など特定の目的のために使われるお金

■町債現在高状況 ～町の借金はどのくらい?～

・ 一般会計債	27億9,052万円
・ 下水道事業債	44億1,144万円
・ 臨時財政対策債	41億5,540万円
<hr/>	
・ 町全体では…	113億5,736万円
	※平成30年度に比べて2億1,018万円減少
・ 町民一人あたりに換算すると…	51.2万円

【?】 臨時財政対策債

地方交付税として算定されるべき額の一部をいったん地方自治体で借りているお金で、返済金額相当分は返済する年度の地方交付税に上乗せされています。

※町民一人あたりは、令和2年3月31日現在の人口22,180人で計算しています。

財政健全化比率の公表

■財政健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全性は次の4つの指標で判断されます。それぞれ、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、4つの指標のうち1つでも「早期健全化段階」の基準値以上になった場合は、法律で定められた計画に沿って財政健全化を図ることとなります。

① **実質赤字比率**：一般会計などの赤字の程度を示します。笠松町は黒字のため、該当はありませんでした。



② **連結実質赤字比率**：一般会計や特別会計、企業会計などすべての会計を合算して、町全体の赤字の程度を示します。笠松町は黒字のため、該当はありませんでした。



③ **実質公債費比率**：借入金の返済額などの大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。笠松町は早期健全化基準を下回っており、前年度と比較すると0.1%減少しています。

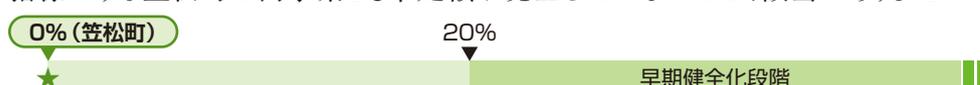


④ **将来負担比率**：借入金など、将来支払っていく可能性のある負担の大きさを現時点で指標化し、将来の財政運営を圧迫する可能性の高さを示します。笠松町は早期健全化基準を大きく下回っていますが、前年度と比較すると0.5%増加しています。



■資金不足比率

公営企業（笠松町の場合は水道事業・下水道事業が該当）の資金不足額が、事業規模に対してどの程度の割合を示す指標です。笠松町は両事業とも不足額が発生していないため、該当はありませんでした。



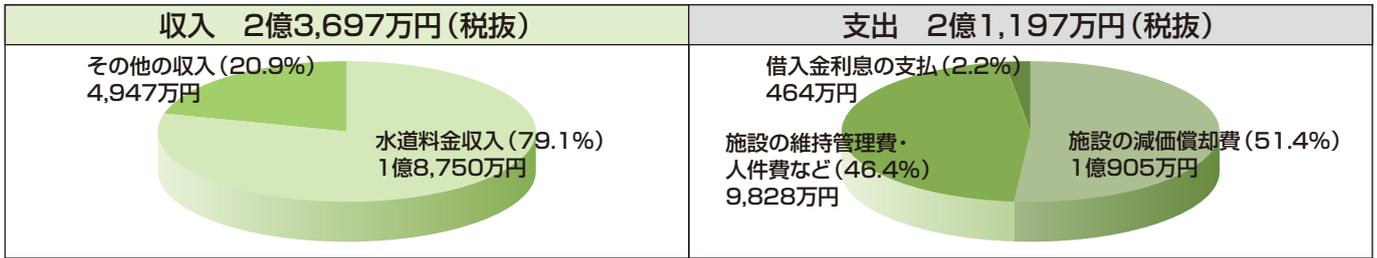
水道事業会計

■収益的収入と支出

令和元年度は、収支差引2,500万円の純利益となりました。

? 収益的収支

水をお届けするための財源と費用



■資本的収入と支出

収支差引9,914万円の不足額は、損益勘定留保資金などで補てんしました。

? 資本的収支

水道施設を整備するための財源と費用



企業債(水道事業の借金) 5億3,202万円 (令和2年3月31日現在)

業務量	給水戸数(令和2年3月31日現在)	8,965戸	供給単価(1mあたりの販売単価)	81.02円
	年間総配水量	2,773,402m ³	給水原価(1mあたりの造水単価)	77.69円

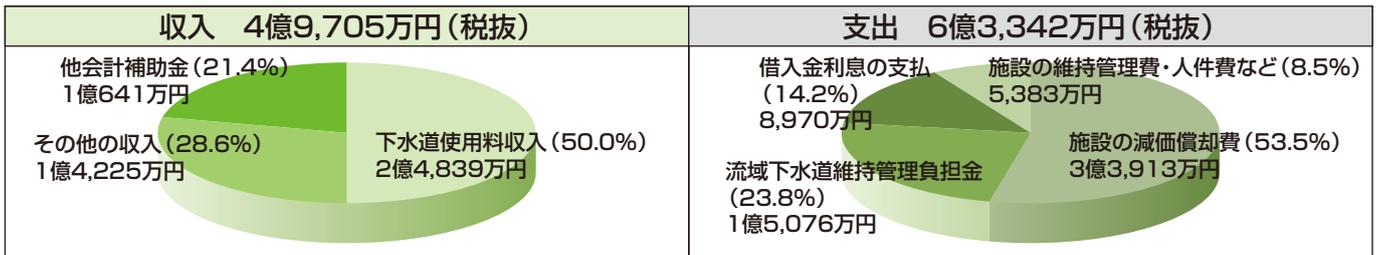
下水道事業会計

■収益的収入と支出

令和元年度は、収支差引1億3,637万円の純損失となりました。

? 収益的収支

汚水を処理するための財源と費用

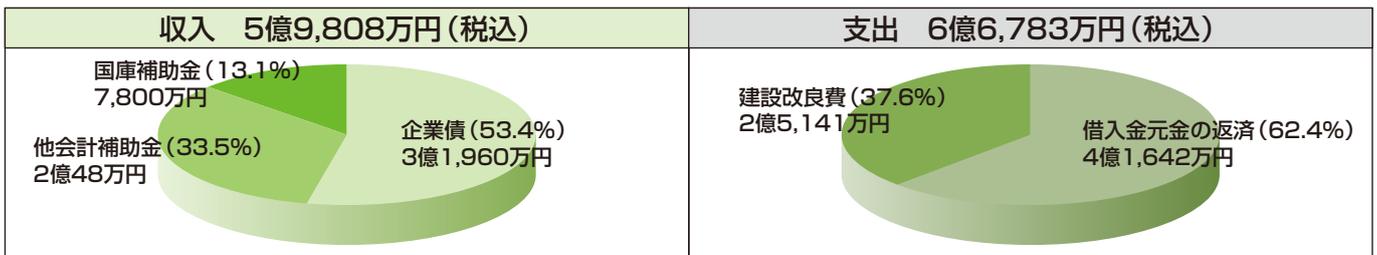


■資本的収入と支出

収支差引6,975万円の不足額は、損益勘定留保資金などで補てんしました。

? 資本的収支

下水道施設を整備するための財源と費用



企業債(下水道事業の借金) 44億1,445万円 (令和2年3月31日現在)

業務量	整備済面積(令和2年3月31日現在)	515.41ha	普及率(行政区域内人口の中で下水道を利用できる人の割合)	88.6%
	年間汚水処理水量	2,680,223m ³	水洗化率(下水道を利用できる人口の中で実際に下水道を利用されている人の割合)	84.5%

※笠松町の下水道事業は平成31年4月から地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計へ移行しました。



長寿のお祝い 敬老会

9月10日、88歳の方32人を笠松中央公民館に招待し、敬老会を開催しました。

古田町長や来賓の方が「いつまでもお元気で長生きしてください」とお祝いの言葉をかけられました。

出席された皆さんは、懐石料理に舌鼓を打ちながらオカリナさんによるオカリナとピアノの生演奏を鑑賞され、楽しいひとときを過ごされました。



園児が手洗いのポイントを教わりました

9月15日、園児に楽しく手洗いの習慣を身に付けてもらおうと、松枝保育所で手洗い指導が行われました。

イラストによる説明や手洗いのポイントが身につくダンスを踊りながら、楽しく正しい手洗いについて学びました。

実戦練習では、園児一人ひとりの手にばい菌に見立てた洗い流せるスタンプが押され、教わったばかりのポイントを確認しながら、スタンプが消えるまで一生懸命手洗いをしました。

令和2年度 岐阜県交通安全功労者表彰受賞者

9月24日、長良川ホールで開催された岐阜県交通安全県民大会において、交通安全功労者表彰が行われました。

多年にわたり、交通安全思想の普及や交通事故防止の活動に尽力された功績が認められ、次の方が受賞されました。

岐阜県警察本部長・岐阜県交通安全協会長 連名賞(個人の部)

鎌田 嘉彦さん(無動寺)

野垣 直博さん(円城寺)

令和2年度 献血推進功労者表彰受賞団体

10月2日、役場で献血推進功労者表彰の伝達式が行われました。

多年にわたり、献血運動の推進に尽力された功績が認められ、次の団体に表彰状・感謝状が贈呈されました。

厚生労働大臣表彰状

社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院

厚生労働大臣感謝状

笠松刑務所

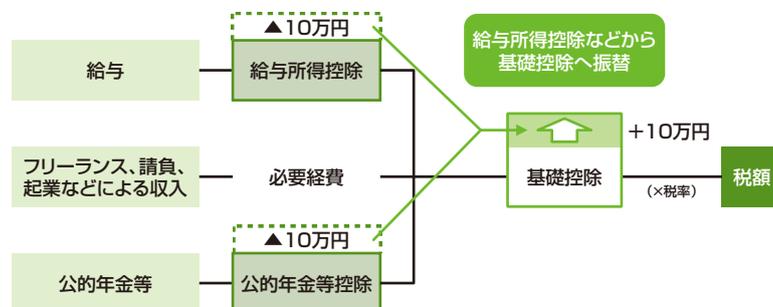


令和3年度の個人住民税から 控除額が変わります

関税務課 ☎388-1112

1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化に伴い、フリーランスや起業、子育てしながら在宅で仕事を請け負う方など、さまざまな形で働く皆さんを応援するため、特定の収入にのみ適用される給与所得控除と公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、すべての所得に適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げ(33万円→43万円)ます。



2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除額の基礎控除への振替に加え、給与所得控除の上限額が適用される給与などの収入金額を850万円に、給与所得控除の上限額を195万円にそれぞれ引き下げます。

3) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除の基礎控除への振替に加え、公的年金などの収入が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額に上限額が設定されます。公的年金等控除の上限額は195万5,000円です。

また、公的年金などの収入以外の所得の合計が1,000万円を超える場合は、控除額を引き下げます。引き下げ額は、他の所得が1,000万円を超える場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円です。

4) 基礎控除の見直し

基礎控除は、すべての納税者に対して適用され、一律の金額が所得から控除されていました。

今回の税制改正では、基礎控除にも適用要件が設定され、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が段階的に減額され、2,500万円を超えると基礎控除が適用されません。

5) 調整控除の見直し

合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されません。

6) 所得金額調整控除の創設

今回の税制改正により、給与などの収入金額が850万円を超える方は、給与所得控除額の引き下げが10万円を超えるため、負担が増えることになります。

そこで、本人が特別障がい者である場合や、23歳未満の扶養親族や特別障がい者である扶養親族がいる場合は、給与所得控除額の引き下げ額が10万円以内に収まるよう、所得金額調整控除により給与所得の金額を調整し、介護や子育て世代の負担増を軽減します。

7) 非課税基準や所得控除などの適用に係る 合計所得金額要件の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、非課税基準や同一生計配偶者・扶養親族などの合計所得金額の要件も見直されます。

《非課税基準、同一生計配偶者や扶養親族などの合計所得金額要件の改正》

要件など		改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件		48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件		48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生の合計所得金額要件		75万円以下	65万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額		55万円	65万円
障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件		135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	同一生計配偶者や扶養親族がない方	28万円+10万円	28万円
	同一生計配偶者や扶養親族がある方	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+10万円+16万8,000円	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+16万8,000円
所得割の非課税限度額の総所得金額等	同一生計配偶者や扶養親族がない方	35万円+10万円	35万円
	同一生計配偶者や扶養親族がある方	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+10万円+32万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+32万円

8)未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦(寡夫)控除の改正

①ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同一にする子(前年の合計所得金額などが48万円以下)を持つひとり親で、前年の合計所得金額が500万円以下の方はひとり親控除の対象になります。

②寡婦控除の改正

ひとり親控除の対象とならない寡婦は、引き続き寡婦控除として26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限(前年の合計所得金額が500万円以下)が設定されます。

		現 行				改正後				
		寡婦(寡夫)控除								
本人が女性	扶養関係	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	ひとり親控除	寡婦控除
		有	無	500万~	500万~	~500万	500万~			
		本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	
	有	子		30万	26万	30万	26万	30万	-	30万
	有	子以外		26万	26万	26万	26万	-	-	-
	無			26万	-	-	-	-	-	-
本人が男性	扶養関係	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	ひとり親控除	寡婦控除
		有	無	500万~	500万~	~500万	500万~			
		本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	
	有	子		26万	-	26万	-	30万	-	30万
	有	子以外		-	-	-	-	-	-	-
	無			-	-	-	-	-	-	-

※合計所得金額500万円=年収678万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

※令和3年度個人住民税の改正点については、町ホームページでさらに詳しく掲載しています。

第3回笠松町議会定例会議決結果(9月8日開会 9月24日閉会)

第57号 令和2年度笠松町一般会計補正予算(専決第3号)の専決処分の承認

補正額 4,094,000円
補正後歳入歳出予算額 9,278,756,000円

[主な補正内容]

- ・7月8日の木曾川増水に伴う、円城寺排水機場ポンプの修繕、笠松みなと公園とサイクリングロードの一部冠水による復旧作業に要する費用を増額

第58号 令和2年度笠松町一般会計補正予算(専決第4号)の専決処分の承認

補正額 42,449,000円
補正後歳入歳出予算額 9,321,205,000円

[主な補正内容]

- ・リバーサイドタウンかさまつ計画における官民連携事業の導入可能性や運営事業の採算性などを検証するため委託料を計上
- ・笠松中央公民館に換気窓や換気設備を新たに設置するとともにトイレの改修に要する費用を計上

第59号 町道の路線認定

長池と江川地内の宅地開発により設置された私有道路の町道編入

第60号 令和2年度笠松町一般会計補正予算(第5号)

補正額 392,630,000円
補正後歳入歳出予算額 9,713,835,000円

[主な補正内容]

- ・10月から公共施設巡回町民バスの始発と最終便の時間を拡大することによる運行便数の増加と老朽化した車両の更新に伴う費用を計上
- ・防災行政無線放送親卓設備の更新に向けた設計業務のため、委託料を計上
- ・各町内会に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る費用を助成するため交付金を増額
- ・笠松菓子工業組合による新たな名産品開発に係る経費に対する補助金を計上
- ・地域経済の活性化に取り組む民間主体組織設立に対する補助金を計上
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、就職内定を取り消された者やその者を雇用する事業者に対する支援金を計上
- ・投票所入場券に期日前投票時の宣誓書を追加する費用を計上
- ・保育所(園)が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために購入する備品・消耗品などの経費に対する補助金を計上
- ・コロナ禍での出産となった保護者とその子どもに対して、乳児健診(3・4か月健診)時に、白川町の木材を使用した木のおもちゃを贈呈するための費用を計上
- ・1歳から中学3年生までの子どもに対するインフルエンザ予防接種費用に対する助成金を計上
- ・医療・介護・障害福祉施設などの運営を支援するため、給付金を計上
- ・ごみの排出量の増加を抑制するため、生ごみ処理機などの購入に対する補助金を増額
- ・資源回収拠点の整備に伴う費用を計上
- ・ピアゴ笠松店からの指定寄附をレジ袋有料還元基金に積み立てるため積立金を増額
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者が、事業継続に向けて行う取り組みに係る費用に対する補助金を増額

- ・事業者の地代・家賃(賃料)の負担を更に軽減するため補助金を計上

- ・町内施工業者による住宅リフォーム工事費に対する補助金を計上

- ・本町通商店街に設置されたLED街路灯の修繕費用に対する補助金を増額

- ・八幡神社境内の遊具(滑り台)を修繕する費用を増額

- ・遠隔学習機能の強化を図るため、Webカメラなどの機器を整備する費用を増額

- ・学校再開にあたり保健衛生用品などの購入に係る感染症対策経費と校舎の蛇口をレバー式へ変更する工事費を計上

- ・町の歴史や文化を紹介した冊子を発行する費用を計上

- ・調理や配送が困難となった場合に保存可能な簡易給食を学校で保管するための費用を計上

- ・前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるため積立金を増額

第61号 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

補正額 35,012,000円
補正後歳入歳出予算額 2,237,571,000円

[主な補正内容]

- ・特定健診未受診者に対し受診勧奨はがきを送付する費用を増額

- ・前年度繰越金を国民健康保険基金に積み立てるため積立金を増額

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減額となった平成31(令和元)年度分の保険税を還付するため還付金を増額

第62号 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

補正額 4,376,000円
補正後歳入歳出予算額 324,262,000円

[主な補正内容]

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減額となった平成31(令和元)年度分の保険料を還付するため還付金を増額

第63号 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算(第2号)

補正額 83,689,000円
補正後歳入歳出予算額 2,084,748,000円

[主な補正内容]

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い納付が困難な方への減免や期限後の確定申告による介護保険料の賦課更正により、平成30年度と平成31(令和元)年度の介護保険料減額による保険料を還付するため還付金を増額

- ・前年度繰越金を介護保険基金に積み立てるため積立金を増額

第64号 令和2年度笠松町水道事業会計補正予算(第2号)

令和2年度から令和7年度までの水道料金徴収業務等業務委託事業における債務負担行為の設定
限度額 総額 192,500,000円

第65号 令和元年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定

歳入総額 7,128,359,238円
歳出総額 6,774,991,041円
差引残額 353,368,197円



第66号 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

歳入総額	2,300,490,100円
歳出総額	2,264,477,760円
差引残額	36,012,340円

第67号 令和元年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

歳入総額	289,320,829円
歳出総額	285,503,326円
差引残額	3,817,503円

第68号 令和元年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

歳入総額	1,856,499,503円
歳出総額	1,772,842,650円
差引残額	83,656,853円

第69号 令和元年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定

収益的収入	259,753,009円
収益的支出	217,962,826円
差引額	41,790,183円

資本的収入	118,962,500円
資本的支出	218,099,075円
差引額	△99,136,575円

第70号 令和元年度笠松町下水道事業会計決算の認定

収益的収入	518,249,813円
収益的支出	655,220,787円
差引額	△136,970,974円

資本的収入	598,080,713円
資本的支出	667,827,462円
差引額	△69,746,749円

(第65号から第70号までは、2～6ページ参照)

第71号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書※

第72号 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける医療機関や介護施設等への公的支援の拡充を求める意見書※

第73号 松枝小学校(庇先端など)劣化部分改修工事請負契約の一部変更

契約金額 変更前	52,580,000円
変更後	65,354,300円

第74号 令和2年度笠松町一般会計補正予算(第6号)

補正額	186,700,000円
補正後歳入歳出予算額	9,900,535,000円

[主な補正内容]

- ・現こども館の老朽化などに伴い、町有地に新こども館を建設する費用を計上

第75号 子どもたちの学びの環境を少人数学級へと整備を求める意見書※

※意見書とは:国などに提出し、その実現を求めるものです。
[すべて可決]

【報告】

- ・令和元年度笠松町健全化判断比率の報告(5ページ参照)
- ・令和元年度笠松町資金不足比率の報告(5ページ参照)

早めの取得がおすすめ! マイナンバーカード



マイナンバーカードは、本人確認の際の身分証明書として利用できる顔写真付きカードです。個人番号を証明する書類としても利用でき、取得すれば、今後、行政手続きなど様々な場面で役立ちます。

マイナンバーカードは、申請から発行まで1か月程度かかります。一定期間に申請が集中した場合、これ以上のお時間がかかる場合がありますので、申請は余裕をもって、お早めにお願ひします。

■マイナンバーカードでできること

- ・今後、行政手続きがオンラインでできる!
- ・確定申告がオンラインでできる!
- ・マイナポイントがもらえる!
(令和3年3月まで※)
- ・健康保険証として使える!
(令和3年3月より順次)

※マイナポイント事業は、国の予算に達した場合、期限前に終了する場合があります。



マイナンバーの通知カードと一緒に送られてきた交付申請書をお持ちであれば、スマートフォンや郵送で申請ができます。

交付申請書を紛失した方は、再発行しますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、住民課にお越しく下さい。

☎住民課 ☎388-1115

■マイナポイントの予約・申込み手続きを企画課でお手伝いしています

マイナポイント事業は、カード取得後、マイナポイントの予約・申込みすると、民間のキャッシュレス決済サービスでの入金または支払い時に、利用額の25%分(1人あたり上限5,000円)のポイントが付与されるのキャンペーンです。企画課ではこれら手続きの支援窓口を平日午前9時から午後4時で開設していますので、手続きに必要な機器環境がない方などはご利用ください。

☎企画課 ☎388-1113

お知らせ

結核住民検診

新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期となっていた結核住民検診を12月に実施します。安全に受診していただくため、会場を3か所に変更し、予約制にて実施しますので、受診を希望される方は事前に健康介護課へお申込みください。

なお、昨年度受診された方や申込みをされている方などには11月下旬に案内を送付します。

※肺がん検診を受診された方は、結核住民検診を受ける必要はありません。

対象者 65歳以上の方(昭和31年4月1日以前に生まれた方)

日程

月日(曜日)	時間	場所	
12月	9:00~11:00 13:00~15:00	8日(火)	笠松中央公民館
		9日(水)	松枝公民館
		22日(火)	下羽栗会館
		25日(金)	松枝公民館

申込問健康介護課 ☎388-7171

地方税の電子申告(eLTAX)

eLTAX(エルタックス)は、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

町では、個人住民税の給与支払報告書・法人町民税の申告書(※)・固定資産税償却資産申告書の提出に利用でき、自宅やオフィスからの手続きで、複数の地方公共団体へ一度に送信することができます。

また、eLTAXの「地方共通納税システム」を利用すれば、役場や金融機関の窓口に出向くことなく、一括で電子納付をすることができます。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。



※令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の提出すべき枚数が100枚以上(改正前:1,000枚以上)であるときは、eLTAXまたは光ディスクなどによる提出が義務付けられました。

問eLTAXヘルプデスク ☎0570-081459

11月11日~17日は「税を考える週間」

租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくために、国税庁ホームページなどで様々な情報を提供しています。ぜひご覧ください。

問岐阜阜南税務署 ☎271-7111



パートと税

パート収入は、通常、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から給与所得控除(最低55万円)と基礎控除(48万円)などの所得控除を差し引いた残額です。

パート収入にかかる税金と配偶者(特別)控除の関係

【例】夫に課税される所得があり、妻の収入がパート収入のみの場合

パートの年収	パート収入に		配偶者控除が	配偶者特別控除が
	所得税が	町県民(住民)税が		
93万円以下	かからない	かからない	受けられる(38万円控除)	受けられない
93万円超103万円以下				
103万円超150万円以下	かかる場合がある	かかる場合がある	受けられない	受けられる(38万円控除)
150万円超201万円以下				受けられる(パート年収に応じて段階的に)
201万円超				受けられない

※ただし、夫の合計所得額が900万円(給与収入で1,095万円)を超えると、控除を受けられる金額が変わります。また、1,000万円(給与収入で1,195万円)を超えると控除は受けられません。

問税務課 ☎388-1112

人間ドック受診費用の助成

町国民健康保険に加入している方を対象に人間ドック受診費用の助成を実施しています。人間ドックで体の状態をチェックして、疾病予防・健康づくりに役立てましょう。

助成の内容については次のとおりです。申請方法などの詳細についてはお問合せください。

対象者	町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方
助成金額	受診費用の2分の1 (上限1万5千円、100円未満切捨て) ※ただし、オプション検査費用を除く
対象医療機関	特に指定はありませんので、ご自身の都合のよい医療機関で受診してください。
受診期間	令和3年2月28日(日)まで
申請期限	受診日から2か月以内 ※ただし、令和3年3月31日までに申請が必要です
その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> 申請にあたっては、人間ドックの検査結果の提出が必要です。 助成の回数は1年度内に1回です。 町が実施する特定健診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診を受診した場合は助成を受けることができません。 国民健康保険税に未納がある世帯の方は助成を受けることができません。

☎健康介護課 ☎388-7171

住宅リフォーム支援補助金

安心して長く住み続けられる住宅環境の向上と、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を支援するため、住宅のリフォーム工事にかかる費用を軽減する補助金を創設しました。

対象者 町内に居住する住宅を、登録事業主に依頼して10万円以上のリフォーム工事(※)をする方

※令和2年11月から令和3年3月に契約し、令和3年12月までに完了する工事に限る。

補助金額 工事費用の3分の1(上限額:15万円)

申請期限 令和3年3月31日(水)

(予算に達し次第、申請受付を終了します)

申請受付場所 笠松町商工会

☎笠松町商工会 ☎388-2566

環境経済課 ☎388-1114

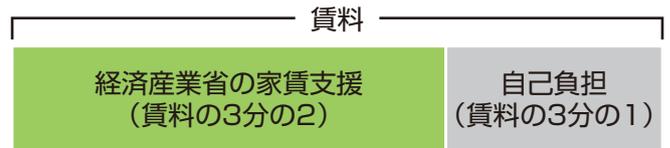


▲制度詳細はこちら

家賃負担軽減補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を支援するために、家賃などの負担を軽減する補助金を創設しました。

対象者 町内に事業所がある中小企業事業者で経済産業省の家賃支援給付金の支給を受けた方
補助金額 経済産業省の家賃支援を超える分(自己負担分)の2分の1(上限額:15万円)



町補助(自己負担分の2分の1)

申請期限 令和3年2月15日(月)

申請受付場所 笠松町商工会

☎笠松町商工会 ☎388-2566

環境経済課 ☎388-1114



▲制度詳細はこちら

移住促進緊急雇用支援金

新型コロナウイルス感染症の影響への支援策として、就職内定を取り消され、笠松町に居住し、町内の事業所に就業された方とその方を雇用する町内の事業所を対象に支援金を支給します。

支援内容

支援対象	支援額(上限月額)
奨学金	返還金額の2分の1 (1万円×12か月)
家賃	住宅手当などを除いた金額の2分の1 (2万5千円×12か月)
人件費	雇用に必要な人件費 (20万円×12か月)

支援対象期間 令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

※対象期間内に条件に該当するときは、さかのぼって支援金を受け取れます。

申請期限 令和3年3月31日(水)

☎企画課 ☎388-1113



▲制度詳細はこちら

建築物の耐震化促進に伴う助成(申込期限の変更)

町では地震に備えるため、昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅の耐震診断を希望される方に、無料で専門家を派遣し、耐震診断と耐震補強のアドバイスを受けられる制度を設けています。また、昭和56年6月1日以降に着工された木造住宅の耐震診断と、昭和56年5月31日以前に着工された木造以外の建築物の耐震診断、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震補強または、耐震シェルターなどの設置にかかる費用の一部を助成する制度を設けています。

なお、国の予算の都合により、申込期限が例年より早くなりましたのでご注意ください。

申込期限 11月30日(月)

申込：町建設課 ☎388-1117

献血

みなさんのあたたかい思いやりが、助け合いの輪を広げます。ぜひ献血にご協力をお願いします。

日にち 11月6日(金)

時間 午後2時～4時30分

場所 松波総合病院(400ml限定)

町健康介護課 ☎388-7171

緊急地震速報伝達訓練

地震や武力攻撃などの災害時に、国から送られてくる緊急情報を、全国瞬時警報システム(J-アラート)により皆さんにお伝えする訓練を行います。

災害発生時に落ち着いた行動をとるためには、日ごろから身を守る訓練をすることが大切です。各家庭で地震の備えや身を守る行動を確認しましょう。

試験日時	11月5日(木) 午前10時ごろ
放送内容	「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」と3回繰り返し放送されます。
伝達方法	各家庭の戸別受信機と屋外スピーカーから、訓練放送が一斉に流れます。

町総務課 ☎388-1111

ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度

県は、公共施設や商業施設などに、「車椅子利用者用駐車区画」に加えて、歩行困難な方が利用可能な「プラスワン区画」を設け、これらの区画を利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に利用証を交付する「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を導入しています。

利用証を希望される方は、県に利用申請をしてください。申請方法などの詳細は、県ホームページをご覧ください。



車椅子を常時使用する方の利用者証



それ以外の歩行困難な方の利用者証

町岐阜県健康福祉部地域福祉課 ☎272-8261

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社

HASHIMA PAKING 岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288番1
TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367

国民健康保険・後期高齢者 医療保険の傷病手当金 (適用期間の延長)

被用者の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、申請により要件を満たす方に支給する傷病手当金の支給適用期間を、令和2年9月30日から令和2年12月31日に延長しました。

圃住民課 ☎388-1115

羽島郡健康ウォークの中止

第26回羽島郡スポーツ・レクリエーション祭「羽島郡健康ウォーク」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

圃羽島郡スポーツ推進委員協議会事務局(羽島郡二町教育委員会内) ☎245-1133

羽島郡駅伝競走大会の中止

第62回羽島郡駅伝競走大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

圃羽島郡体育協会事務局(羽島郡二町教育委員会内)

☎245-1133



募 集

ダンボールコンポスト 初心者講習会

ダンボールコンポストは、家庭から排出される生ごみを利用してたい肥をつくり、生ごみの減量化を図るものです。できあがったたい肥は家庭菜園やプランターなどで活用できます。

なお、この講習会に初めて参加される方には、ダンボールコンポスト1セット(箱・基材)を無償で進呈します。

日にち 11月14日(土)

時間 午前10時～正午

場所 笠松中央公民館1階

集会室

参加資格 町内在住者

参加料 無料

定員 20人

講師 羽島環境の会

申込期限 11月13日(金)

※定員になり次第締め切り

圃圃羽島環境の会(笠松天領の駅 間宮) ☎322-5558

11月30日まで

「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」

危険ドラッグ

「ダメ・ゼッタイ」

まちのリハビリ教室

腰が痛い、腰が曲がった、よく転ぶようになったなど、自分で運動することに不安がある方や運動の方法がわからない65歳以上の方に、一人ひとり体の状態を確認し、体の機能に合わせた体づくりの指導や栄養・歯科指導を実施します。

開催日程 12月～令和3年3月の間に8回開催

時間 午後1時30分～2時30分(全回共通)

場所 福祉健康センター

内容 理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士による個別面談と集団指導

参加料 1回100円

定員 5人

申込期間 11月9日(月)～20日(金)
※詳しい日程などについては、健康介護課へお問合せください。

圃圃健康介護課 ☎388-7171

11月は

「外国人労働者問題啓発月間」

外国人労働者の適正な雇用の推進、不法就労を防止するために、特別永住者などを除く外国人の雇入れや離職の際は、その氏名、在留資格などをハローワークへ届け出てください。

圃岐阜労働局職業対策課

☎245-1314

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地
TEL 058-239-9921
瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030



住宅性能保証制度
登録店

住まいのパイオニア

総合建設請負業

安藤建設株式会社

☎ 058-388-0077

FAX 058-387-1515

[小・中学生対象]
英検3級・4級の受験対策講座 受講希望者

2020年度第3回実用英語技能検定一次試験に向けた受験対策講座の受講を希望する方を募集します。

日程 全4回の講座

	日程	3級講座	4級講座
第1回	12月19日(土)	9:30~10:20 (50分)	10:30~11:20 (50分)
第2回	12月26日(土)	9:30~10:20 (50分)	10:30~11:20 (50分)
第3回	令和3年 1月9日(土)	9:30~10:20 (50分)	10:30~11:20 (50分)
第4回	令和3年 1月16日(土)	9:30~10:20 (50分)	10:30~11:20 (50分)

場所 笠松中央公民館

対象者 町内在住の小・中学生

講座概要

	3級	4級
内容	文法、語彙、リーディング、リスニング、英作	文法、語彙、リーディング、リスニング
レベル	中学卒業程度	中学中級程度

費用 下記のテキスト代(受講者が各自で講座開始までに購入してください)

- ・3級受講者 旺文社『英検3級予想問題ドリル 5訂版』
1,265円(税込)
- ・4級受講者 旺文社『英検4級予想問題ドリル 4訂版』
1,155円(税込)

講師 久納 万里子氏

申込方法 申込書(企画課で配布、または町ホームページからダウンロード可能)を企画課に提出してください。

申込期限 11月26日(木)

申込問企画課 ☎388-1113



[小・中学生対象]
英検3級・4級の受験希望者

2020年度第3回実用英語技能検定一次試験の準会場(町の監督の下、実施する会場)受験を希望する方を募集します。

日 令和3年1月23日(土)

場所 福社会館

対象者 町内在住の小・中学生

受験料 ・3級 3,900円
 ・4級 2,600円

申込方法 申込書(企画課で配布、または町ホームページからダウンロード可能)を企画課に提出してください。

申込みに当たっての注意事項

- ・受験希望者が10人以下の場合、準会場として認められないため、本会場(日本英語検定協会が設定する公開会場)での受験をお願いすることになります。
- ・受験料の支払方法などは、別途ご案内します。

申込期限 11月26日(木)

申込問企画課 ☎388-1113



消火器・防災用品・消防設備点検・施工



株式会社三田防災
 〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2
 TEL: 058-388-0607(代) ☎0120-119-073
 <営業所> 岐阜・羽島・名古屋・四日市

SANDA Co.,LTD

つみきとえいご

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66
 TEL:058-387-9155
<http://www.tsumiki.ed.jp>

自衛官等

募集種目		受験資格	受付期間	試験日
自衛官候補生		18歳以上33歳未満の者	年間を通じて受付	受付時にお知らせ
陸上自衛隊 高等工科学校 生徒	推薦	男子で中卒(見込含)17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動などに顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者	11月30日(月)まで	令和3年1月10日または11日の指定する1日
	一般	男子で中卒(見込含)17歳未満の者	令和3年 1月6日(水)まで	1次:令和3年1月23日 2次:令和3年2月4日から7日までのうち、指定する1日

自衛官等採用制度説明会

参加希望の方は、予約制のため下記へお問合せください。

圃自衛隊岐阜地方協力本部岐阜募集案内所(岐阜基地分室) ☎383-5118

岐阜県学寮(男子寮)の入寮者

東京都文京区の「岐阜県学寮」に入寮しませんか。

応募資格 岐阜県出身で、令和3年4月に東京都内の大学(昼間部)へ入学予定の男子学生(入学決定前の応募可)

※書類・面接による選考があります。

定員 30人程度

申込方法 応募書類を岐阜県学寮事務局へ郵送してください。

申込期限 面接日の1週間前(必着)

※面接日時などの詳細は岐阜県学寮ホームページをご確認ください。



圃岐阜県学寮事務局(〒112-0006 東京都文京区小日向1-18-11) ☎03-3947-1958

イベント

岐阜聖徳学園大学連携企画展「月・小惑星の探査と隕石」

サハラ砂漠などで発見された学術的にも貴重な珍しい隕石の数々や標本、写真などから、月・小惑星探査と隕石の関わりを紹介します。

また、隕石に触ったり、偏光顕微鏡で観察したりできる体験コーナーも設けます。

展示期間 10月31日(土)～12月6日(日)

時間 午前9時～午後5時

場所 歴史未来館 **入館料** 無料

休館日 月曜日(祝日の場合はその翌日)

圃歴史未来館 ☎388-0161



笠松町社会福祉大会

日にち 11月8日(日) **時間** 午前10時～11時

場所 笠松中央公民館3階 大ホール

内容 大会宣言採択、福祉メッセージの表彰など

※本年度は、式典のみで記念講演は行いません。また、会場内での密を避けるため、参加者の制限を行います。ご案内が届いていない一般の方で参加を希望される方はお問合せください。

圃町社会福祉協議会 ☎387-5332

松波 総合病院

関連施設

- まつなみ健康増進クリニック
- 人間ドック・健診センター
- 人工透析センター
- まつなみリサーチパーク(医学研究所)
- 松波総合病院介護老人保健施設
- まつなみ訪問看護ステーション
- まつなみ訪問看護ステーション
- 松波総合病院居宅介護支援事業所
- まつなみケアプランセンター

☎058-388-0111(代)

<http://www.matsunami-hsp.or.jp>

循環社会に奉仕する

笠松町許可業者

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1

TEL 058-388-1006

FAX 058-388-0765

かさまつMIRAI塾主催 センスアップセミナー

「ウェブ会議、その仕組みは…」

あなたも一緒にZoomを体験してみませんか？
フリーWi-Fiのつなぎ方やアプリのインストールなどを基礎から学べる講座です。

日にち 11月21日(土)

時間 午前9時30分～10時30分

場所 笠松中央公民館3階 大ホール

持ち物 スマートフォン

講師 川島 功士氏、間宮 寿和氏

定員 50人

参加料 無料

☎歴史未来館 ☎388-0161(月曜定休)

☎笠松MIRAI塾(加藤) ☎090-8866-6176

青少年健全育成講演会 ～学校・家庭・地域の連携・協働と地域学校協働活動～

11月の「全国青少年健全育成強調月間」に合わせて、講演会を開催します。青少年を取り巻く問題に対する理解を深め、子どもたちの健全育成につなげていきましょう。

日にち 11月27日(金)

時間 午後7時30分～

場所 笠松中央公民館

講師 岐阜大学教授・

ぎふ地域学校協働活動センター長
益川 浩一氏

参加料 無料

申込期間 11月2日(月)～26日(木)

☎歴史未来館 ☎388-3231
(笠松中央公民館内)



多面体でクリスマス・お正月飾りをつくろう!

多面体をつくりながら「立体の不思議」を体験しませんか？

実際に多面体を組み立てて、クリスマスやお正月飾りに仕上げます。

日にち 12月6日(日)

時間 午前10時～

場所 歴史未来館1階
多目的ホール

持ち物 はさみ・のり

定員 12人(小学校3年生以下は保護者同伴)

参加料 無料

申込期間 11月5日(木)午前9時受付開始、定員に達し次第受付終了。

☎歴史未来館 ☎388-0161



名馬、名手の里 ドリームスタジアム GIFU 笠松けいば 11月の開催日程

2(月).4(水).5(木).6(金)
16(月).18(水).19(木).20(金).30(月)



11/5(木) 第7回ラブミーチャン記念
11/5(木)チャンネルCGNにて笠松けいば全レースを放送!

笠松競馬場・シアター恵那 JRA馬券発売中!!

☎Twitter ☎Instagram <http://www.kasamatsu-keiba.com/>
ツイッター・インスタグラムで笠松けいばの色々な情報を日々、配信しています

住みなれた自宅での生活を支えます。
訪問看護ステーションしのぶ
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278

わたしたちにできること
それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

☎中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

ワンデーレッスン(12月)

自分自身の興味関心を広げ、生活に潤いをもたらすことを目的とし、ワンデーレッスンを開催します。

対象者 町内在住・在勤・在学の方

受講料 300円(別に材料費が必要です)

申込期限 11月13日(金)

	内容	日時・会場	持ち物・材料費など	講師	定員
華やかな 正月飾り作り	インテリアにも調和する和の素材を集めたオリジナルな正月飾りを作ります。	12月10日(木) 13:30~16:00 笠松中央公民館 1階 集会室	持ち物/汚れても良い服装 ※材料・道具は用意します。 材料費/500円	中里 勉氏	20人

☎申込問笠松中央公民館 ☎388-3231・松枝公民館 ☎387-0156・総合会館 ☎387-8432

※人数不足により閉講する場合や、人数制限の抽選で漏れた場合は連絡します。

相 談

全国一斉「女性の人権ホットライン」 強化週間における電話相談所

夫・パートナーからの暴力や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性をめぐる人権相談に電話で応じます。



相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

期間 11月12日(木)~18日(水)

時間 平 日:午前8時30分~午後7時

土・日:午前10時~午後5時

相談員 岐阜県人権擁護委員連合会人権擁護委員・岐阜地方法務局人権擁護課職員

☎☎岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会

(岐阜地方法務局内) ☎0570-070-810

※強化週間以外の日は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。

ひきこもり相談会

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加(就学、就労、家庭外での活動など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指します。

ひきこもりは「怠けている」訳でも、「甘えている」訳でもありません。ひきこもりに悩むご本人や、ご家族を対象に精神科医師やひきこもりコーディネーターが個別相談を行います。ぜひこの機会にご相談ください。

日にち 11月16日(月)

時間 午前9時30分~11時45分(1人1時間程度)

場所 福祉健康センター

対象者 ひきこもりに悩むご本人やご家族
(精神疾患で引きこもっている方は対象外)

相談料 無料

申込方法 下記の申込先まで事前に電話でお申込みください。

☎☎岐阜保健所 健康増進課保健予防係

☎380-3004

☎☎岐阜県精神保健福祉センター

(ひきこもり相談センター) ☎231-9724

ごみ・粗大ごみの回収

 (株)高島衛生

*笠松町許可業者
岐南町平成6-110

☎058-248-0089

http://www.t-eisei.co.jp



自然にやさしい 環境創造

Shonan

松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808

お願い

墓地の適正な管理を

町営墓地において、ごみが散乱したり、雑草が繁茂している区画が見受けられます。使用区画内の掃除や除草は、各使用者で行い、お花やお供え物は、必ず持ち帰りましょう。

また、使用権を継承するときや、墓じまいをしたときは、速やかに届出をしてください。

☎環境経済課 ☎388-1114

11月8日は「いい歯の日」

いつまでもおいしく、楽しく食事を取るためには、毎日の歯磨き、定期的な歯科健診を受けることが大切です。

また、口腔機能を保つことは介護予防や認知症予防にも効果があります。

「いい歯の日」をきっかけに歯と口の健康づくりを考えましょう。

町では後期高齢者医療保険加入者の方を対象とした「はしま・さわやか口腔健診」を実施しています。実施期間は12月31日までです。対象の方はぜひ受診しましょう。詳しくは7月下旬にお送りした受診券をご覧ください。

寄贈

○藤田 力さん(東陽町)

- ・カメラ用三脚(日本製1台、ドイツ製2台)計3台
- ・救助工具 レスキュースリム1セット
- ・双眼鏡 9台

○岩田商事合名会社(天王町)

- ・マスク200枚

町では、ご趣旨に沿うよう活用させていただきます。

第3日曜日は家庭の日

11月15日(日)は、家庭の日です。心豊かな明るい家庭づくりをしましょう。

【今月のテーマ】

野や山に出かけ、
自然に親しみましょう。

お断り

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本紙掲載の行事や事業を中止する可能性があります。

町ホームページにて最新の情報を掲載していますので、お出かけの際は事前にご確認ください。また、イベント参加時などはマスク着用や検温など、感染症予防にご協力ください。



お問合せ

役 場 ☎388-1111
FAX387-5816

総務課 ☎388-1111
税務課 ☎388-1112
企画課 ☎388-1113
環境経済課 ☎388-1114
住民課 ☎388-1115
健康介護課 ☎388-7171
福祉子ども課 ☎388-1116
建設課 ☎388-1117
水道課 ☎388-1118
教育文化課 ☎388-3231
会計課 ☎388-1119
議会事務局 ☎388-1110

笠松中央公民館 ☎388-3231
松枝公民館 ☎387-0156
総合会館 ☎387-8432
歴史未来館 ☎388-0161
福祉健康センター ☎388-7171
福祉会館 ☎387-1121
こども館 ☎388-0811
学校給食センター ☎387-5321
ふらっと笠松 ☎388-2355

まちの人口

令和2年10月1日現在(前月比)
人口 22,169人 (減14)
男 10,712人 (減13)
女 11,457人 (減1)
世帯数 9,136世帯 (増4)

広報紙の広告をご利用ください

・Information Box 下段：
5,000円/号
(3cm×8cm・2色刷り)
・裏表紙 下段： 8,000円/号
(2.25cm×6cm・フルカラー)
※2枠以上使用した大きな広告も
可能ですのでご相談ください。
☎企画課 ☎388-1113

～あなたの力を消防団に～

消防団員募集

女性団員も活躍中

【問合せ先】総務課 ☎388-1111



航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所

羽島郡笠松町中野

☎387-4361

ごみを減らしましょう

監視カメラが見た!ルール違反!

町では、「不法投棄やルール違反」が多いごみ集積所に監視カメラを設置しています。

今回は、高画質な監視カメラが捉えたルール違反を紹介します。

ごみ出し時間のルール違反



夜間排出が多く見受けられました。

ごみ出し時間を守らないと、カラス被害を受けたり、放火される危険もあります。

- ごみ出しは、必ず時間(当日朝7時~8時)を守りましょう。

一時多量ごみや事業系ごみ

引越しなどの一時多量ごみや、事業系ごみは町内の集積所に出せません。

- 町の許可業者に処理を依頼してください。



不法投棄は犯罪です。5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金に処せられることがあります。

この案件は、写っていた車のナンバーから警察の協力を得て廃棄者の特定ができ、指導することが出来ました。

もしも、不法投棄を見つけたときは車のナンバーを控えるなど、ご協力ください。

- 燃える大型ごみや金物がレキを出す時は「資源とごみのカレンダー」をご覧ください、ご不明点は、環境経済課へお問合せください。

ごみ出しのルールを守り、清潔で美しいまちづくりを目指しましょう。

☎環境経済課 ☎388-1114

知ろう 備えよう 防災対策

避難行動要支援者制度のご案内

町では、災害が起こった時に避難の支援を必要とする方(要支援者)の名簿を作成し、自主防災会(町内会)などの避難支援機関への情報提供に同意された要支援者の名簿を提供しています。

避難支援機関は要支援者の避難のサポートや安否確認に名簿を活用し、地域防災力の向上を図っています。

近隣に避難支援が必要だと思われる方がいる場合は、平時から声掛けなどを行ってお互いに顔がみえる関係を築くなど、地域の中で「見守り」「助け合い」を行いましょ。

名簿の登録対象者

- ①要介護認定者(要介護度3・4・5)
- ②独居高齢者の方(65歳以上)
- ③高齢者世帯の方(65歳以上の高齢者のみ世帯)
- ④身体障害者手帳所持の方(身体障がい者「1級」または「2級」)
- ⑤療育手帳所持の方(知的障がい者「A1」または「A2」)
- ⑥精神障害者保健福祉手帳所持の方(1級)

名簿の登録方法

総務課に「笠松町避難行動要支援者登録届出書」(町ホームページからダウンロード可能)をご提出ください。



▲制度詳細はこちら

☎総務課 ☎388-1111

11月のカレンダー

休日急病診療

※当番医は都合により変更となる場合がありますので、前もって役場にご確認ください。

☎388-1111

〔内科系〕診療時間 午前9時～午後2時

〔歯科系〕診療時間 午前9時～午後1時

日	医療機関	所在	電話
1	さかいだ耳鼻咽喉科	岐南町八剣	☎214-3322
3	こめの医院	笠松町米野	☎387-6010
8	ひらたクリニック	笠松町田代	☎387-3378
15	松波総合病院	笠松町田代	☎388-0111
22	けやきクリニック	岐南町平島	☎213-3310
23	サンライズクリニック	岐南町野中	☎247-3322
29	山田耳鼻咽喉科	笠松町北及	☎388-3387

医療機関	所在	電話
ゆう歯科クリニック	岐南町野中	☎259-6480
きたはら歯科クリニック	岐南町野中	☎247-8168
三輪歯科医院	笠松町円城寺	☎387-6110
森デンタルクリニック	笠松町田代	☎387-9981
小島歯科医院	岐南町平島	☎245-2096
うえむら歯科	笠松町長池	☎388-4118
西垣歯科クリニック	笠松町北及	☎387-5900

■上記以外の医療機関に関するお問合せ

☎郡地域救急医療情報センター(郡広域連合消防本部内)

☎388-3799



日ごろからかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ちましょう!

保健カレンダー

内容	日(曜日)	受付時間	場所
乳児(3~4か月児)健康診査	18日(水)	新型コロナウイルス感染症予防対策のため、個別に受付時間を連絡します。	福祉健康センター
1歳6か月児健康診査	12日(木)		
3歳児健康診査	26日(木)		
お誕生(10~11か月)教室	27日(金)		
にこにこ(2歳児)教室	20日(金)		
離乳食教室	25日(水)	申込時にお伝えします。	
歯みがき教室	10日(火)	9:30~11:00	
	24日(火)	13:00~14:30	
プレパマクラブ・ミニ(からだのセルフケア)	10日(火)	10:00	
プレパマクラブ	24日(火)	13:30	
グループワーク	19日(木)	10:00~11:30	

内容	日(曜日)	受付時間	場所
貯筋(ちょきん)くらぶ ※事前登録が必要です	4日(水)	9:10~9:30	福祉健康センター
	18日(水)		
	11日(水)	9:40~10:00	福社会館
	25日(水)		
	5日(木)	13:10~13:30	総合会館
	19日(木)		
ふれあいひろば ※事前登録が必要です	4日(水)	13:40~14:00	松枝公民館
	18日(水)		
	11日(水)	13:40~14:00	笠松中央公民館
25日(水)			
ふれあいひろば ※事前登録が必要です	6日(金)	13:30	福祉健康センター
	20日(金)		
	26日(木)	10:00	福社会館

※グループワークは、こころの悩みをお持ちの方、精神障がいの方で精神科医療機関に通院している方が対象です。参加を希望される場合は、11月12日(木)までに福祉健康センター(☎388-7171)へお申込みください。

納税納付/納期限11月30日(月)

- 国民健康保険税 5期分
- 後期高齢者医療保険料 5期分
- 介護保険料 6期分
- 水道料金・下水道使用料 4期分
- 保育料(0~2歳児) 11月分
- 放課後児童クラブ利用料 11月分
- 学校給食費 7期分(11月分)

次の税金などは、コンビニやスマートフォン決済アプリ PayB(ペイビー)でも納付できます。

町県民税 / 固定資産税 / 軽自動車税種別割
国民健康保険税 / 水道料金・下水道使用料
※期限内で、1回の納付額が30万円以下の場合のみ

納付でお困りのときは、ご相談ください。

期限内納付にご協力ください。納付は便利な口座振替で。

各種相談窓口

内 容	日(曜日)	受付時間	場 所
法律相談・ 悩みごと相談	4日(水)	13:00~15:00 (20分/人)	福祉会館
	18日(水)		
※相談を希望される方は、事前に電話 でお申込みください。☎388-1111			
消費生活相談	2日(月)	9:00~15:00	役場 環境経済課
	16日(月)		
人権よろず相談	13日(金)	13:30~15:30	福祉会館
	人権擁護委員 杉山 詞一(円城寺) 石原 明(八幡町) 千村 ゆかり(東陽町) 安藤 隆(北 及) 瀬織 英子(田 代) 岩村 雅人(門 間) 森 真理子(米 野)		
心配ごと相談	在宅相談 担当地域民生委員		
行政相談	13日(金)	13:30~15:30	福祉会館
	行政相談員 岩田 修(宮川町) 杉山 佐都美(二見町)		
身体障がい者 相談	在宅相談 身体障害者相談員		
	岩田 賢一	田代950-1	☎388-0068
	田島 佳代子	無動寺180	☎388-2235
	石黒 百合子	瓢町13-1	☎388-0428
知的障がい者 相談	在宅相談 知的障害者相談員 樋口 一子 北及1578-2 ☎388-3705		
こころの巡回相談・ 障がい者就労相談	19日(木)	13:00~14:30	福祉健康センター
	※精神障がい者やそのご家族が対象 です。相談を希望される方は、11月 12日(木)までにお電話でお申込み ください。☎388-7171		
健康相談	10日(火)	10:30~11:30	福祉健康センター
	13日(金)	10:30~11:30	福祉会館
	17日(火)	13:30~14:30	下羽栗会館
	24日(火)	14:00~15:30	福祉健康センター
介護相談	月曜日~金曜日 (祝日は除く)	8:30~17:15	地域 包括支援センター (福祉健康センター内)
	※相談を希望される方は、事前に電話で お申込みください。☎388-7133		
育児相談・ マタニティ相談	10日(火)	9:30~11:00	福祉健康センター
	13日(金)	10:30~11:30	福祉会館
	17日(火)	13:30~14:30	下羽栗会館
	24日(火)	13:00~14:30	福祉健康センター
妊娠・出産 子育て総合相談	月曜日~金曜日 (祝日は除く)	8:30~17:15	子育て世代 包括支援センター (福祉健康センター内)

図書室からのお知らせ

図書室サービスを順次再開しています。

◎ご利用いただける主なサービス

- ◎書架(本棚のあるエリア)の利用
- ◎本、雑誌(バックナンバー)の貸出
- ◎新聞、雑誌(最新号)の閲覧
- ◎閲覧席の利用(座席数を減らしています)

図書室の滞在時間は1時間以内で
お願いします。混雑状況に応じて入室
制限する場合があります。最新の情報は、
町ホームページをご確認ください。



ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染
拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いします。

■今月のお休み

笠松中央公民館	松枝公民館	総合会館
蔵書整理10日(火)~16日(月)、27日(金)		

■今月のおはなしかい

笠松中央公民館
14日(土) 10:30~

ココロかざなる



チャンネルCCN

11月の番組案内

地デジ
12ch

笠松町の身近な話題をお伝えするCCNのニュース番組
天気・交通情報も加わり毎朝生放送!

エリアトピックス 715
平日 朝7:15~8:15
(土日 朝8:00~9:00)



【放送予定】

- ・講演会「笠松隕石・宇宙からの贈り物」 11月16日(月)
- ・講演会「学校・家庭・地域の連携・協働と地域学校協働活動」 11月29日(日)

編集後記

国勢調査の調査員として担当地域のポスティング
に回っていると、月初だったこともあり、ポストから広報
紙がのぞいているお宅がちらほら。

毎月、町内会長さんのお宅へお届けするところまで
で広報担当のお役目が終了するので、各世帯に実際
に配布されている広報紙を見て、不覚にも「ホントに
私がつくったやつだ!」と、感動してしまいました(笑)

町施設のご案内

■役 場	司町1番地	☎388-1111(代)	■笠松中央公民館	常盤町6番地	☎388-3231
■福祉会館	東陽町44番地の1	☎387-1121	■松枝公民館 松枝支所	長池292番地	☎387-0156
■こども館	田代290番地	☎388-0811	■総合会館 下羽栗支所	中野229番地	☎387-8432
■第一保育所	上新町172番地	☎387-2664	■下羽栗会館	中野318番地	☎総合会館へ
■福祉健康センター	長池408番地の1	☎388-7171			
■子育て世代包括支援センター	長池408番地の1	☎388-7171			
■地域包括支援センター	長池408番地の1	☎388-7133			

国民年金

年金生活者支援給付金制度について

令和元年10月から開始した年金生活者支援給付金制度は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に給付金を上乗せして支給するものです。

◆対象となる方

老齢基礎年金を受給している方で、次の条件をすべて満たす方

- ・ 65歳以上であること
- ・ 世帯全員の町民税が非課税であること
- ・ 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下であること

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、次の条件を満たす方

- ・ 前年の所得額が約462万円以下であること

◆請求手続き(現在、年金生活者支援給付金を受給している方は手続き不要です)

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りになる方

対象となる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを10月中旬ごろに発送しましたので、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し、切手を貼って返送してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了した場合、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

②これから年金を受給される方

年金請求手続きと併せて年金事務所または住民課で手続きをしてください。

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165(ナビダイヤル) / 年金給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092
岐阜南年金事務所 ☎273-6161 / 住民課 ☎388-1115



消防署

秋季全国火災予防運動

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

令和2年11月9日から11月15日まで「秋季全国火災予防運動」が全国で実施されます。これは、火災が発生しやすい季節となるため、火災予防の意識をより一層高め、火災の発生を予防し、火災による死者の発生や財産の損失を防ぐことを目的としています。

11月に入ると気温も下がり始め、徐々に暖房器具を使用する機会も増えます。使用する前に器具の状態を確認し、使用方法を間違えないように注意しましょう。

また、総務省消防庁発表の「令和元年における全火災の月別出火件数」によると、10月では2,462件に対し、11月では2,829件となっており、400件近くも火災が増加しています。ここからもわかるように、暖房器具を使用し、空気が乾燥する時期は火災の発生率も高くなり、火も燃え広がりやすくなります。ほんの小さな気の緩みが大火となり、取り返しのつかないことになるかもしれません。

そこで火災を起こさないために、次のポイントを心掛けましょう。

「いのちを守る7つのポイント」

- ①寝たばこは、絶対やめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ⑤寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使用する
- ⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する
- ⑦お年寄りや体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制を作る

これら「いのちを守る7つのポイント」を一人ひとりが意識をして、火災の発生を未然に防止しましょう。





点字版・音声版をご希望の方は、県庁広報課へご連絡ください
音声版には、CD(デジ編集)での提供と音声用のテキストデータの配信もあります

●県の人口
1,976,458人 (876人減)
※令和2年8月1日現在 ※()内は前月との比較

ぎふちゃん(8ch)データ放送で
「岐阜県からのお知らせ」も
配信中!

- ▶ 県政広報テレビ番組
「ぎふ県政ほっとライン」
- ▶ 「清流の国ぎふ
岐阜県ミナモトだより」

▶ ボタンを押して
地元情報をゲット!



今月のピックアップ情報

9年ぶりに岐阜県へ国体がやってくる! 「ぎふクリスタル国体2021」開催!



左:平成24年「ぎふ清流国体」男子10000M決勝/右:ぎふクリスタル国体2021 スタートアップイベント

「ぎふ清流国体」から9年、再び岐阜県で冬季国体を開催します。全国からスピードスケートの精鋭たちが恵那市に集結し、氷上で熱い戦いを繰り広げます。スピードスケートは時速60kmといわれるスピード、コーナリングの技術、選手間の駆け引きが魅力の競技です。熱戦にどうぞご期待ください。

- ◆ とき/令和3年1月27日(水)~31日(日)
- ◆ ところ/岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場(恵那市)
- ◆ 問/県庁地域スポーツ課 ☎058(272)8874

ねんりんピックまであと1年! PRイベント&レクリエーションフェスティバル開催!

グラウンド・ゴルフの体験やスタンラリーなど、子どもから大人までどなたでも楽しく体を動かしながら健康づくりにつなげることができるイベントを開催します。岐阜会場では、飛騨牛などが当たるビンゴ大会や、○×クイズといったステージイベントなども実施します。参加は全会場無料です。



グラウンド・ゴルフ体験の様子

- ◆ とき/10月31日(土)岐阜メモリアルセンター(岐阜市)
11月1日(日)南飛騨健康増進センター(下呂市)
11月8日(日)安八町総合体育館・土岐市総合公園野球場
11月29日(日)プラザちゅうたい(美濃加茂市)

◆ 問/県庁ねんりんピック推進事務局 ☎058(272)8462

◆ **ねんりんピックとは...**

全国から約1万人の選手団を迎え、岐阜県で来年10月に開催するスポーツ、文化、健康と福祉の祭典です。あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができます。

情報ボックス



県広報は県公式ウェブサイト、広報紙ポータルサイト「マイ広報紙」・「岐阜イーブック」、広報紙アプリ「マチイロ」でも公開中!
※掲載している二次元コードは、スマートフォンの機種やアプリなどによって、読み込めない場合があります

アイコン
説明



催し

募集

資格・研修

その他



こそだて世帯住宅コロナ対策支援補助金の申請を受け付けています

「withコロナ時代」にふさわしい住環境の整備や、コロナ禍における収入減などの経済的影響に対する補助を実施しています。

- 定員/460人(先着順)
- 申込方法/申請書等を県に提出(ウェブサイトから入手可)
- 申込期限/令和3年1月20日(水)必着
- 問/県庁住宅課 ☎058(272)8693

こそだて世帯住宅コロナ対策支援補助金



「寄贈記念 熊谷守一展」を開催します

熊谷氏の遺族や、生前から関わりの深い関係者より近年寄贈された作品・資料を中心に紹介します。

- とき/開催中~12月20日(日)10:00~18:00(入場は17:30まで) ※月曜日は休館
- ところ/県美術館(岐阜市)
- 料金/一般340円、大学生220円、高校生以下無料
- 問/県美術館 ☎058(271)1313

岐阜県美術館



障がい者職業能力開発校 入校生を募集します

令和3年4月入校生の募集・選考を実施します。

- 募集科/基礎実務科、OAビジネス科、Webデザイン科(各科10人)
- 申込方法/住所地を管轄するハローワークで相談後、応募書類を提出
- 申込期限/11月11日(水)まで
- 問/障がい者職業能力開発校 ☎058(201)4511

岐阜県立障がい者職業能力開発校



11月は児童虐待防止推進月間です

保護者の怒鳴り声や子どもの泣き声が聞こえたら、それは児童虐待かもしれません。「虐待かも」と思ったらすぐにお電話ください。通報に関する秘密は守られます。勇気を持って手を差し伸べ、虐待から子どもたちを守りましょう。

- 問/最寄りの警察署、交番、駐在所児童相談所(子ども相談センター)虐待対応ダイヤル 189(いちばやく) 県警少年課 ☎058(271)2424

SDGsに取り組みよう!



目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう



県では岐阜大学内に「航空宇宙生産技術開発センター」を設置し、航空宇宙産業分野の人材育成と研究開発を推進しています。

- 問/県庁産業技術課 ☎058(272)8354

航空宇宙生産技術開発センター



目標16 平和と公正をすべての人に



県では子どもの笑顔を守るため、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止を啓発する「清流の国ぎふオレンジリボン運動」を展開しています。

- 問/県庁子ども家庭課 ☎058(272)8325

ぎふオレンジリボン

公共施設巡回町民 バスが便利になりました!

企画課 ☎388-1113



ここが変わった!
バス停の新設 ①

バス停
「松波総合病院前」
を新設しました!

ここが変わった!
始発便の増便 ②

平日6時台に
名鉄笠松駅前行きの
始発便
を増便しました!

ここが変わった!
最終便の増便 ③

平日19時台に
名鉄笠松駅前発の
最終便
を増便しました!

便利になったバスをぜひご利用ください♪



Hello! こんにちは

今月の笠松っ子です。
すくすく大きくな～れ!



いわ うち そら かい (東陽町)
岩内 蒼空くん(左)・**翔海**くん(右)

令和元年11月11日生
岩内主貴・奈緒さんの子

すくすく大きくなってきてありがとう!
2人はパパとママの宝物です!



たか の やま てん よう (中新町)
高ノ山 天遥くん

令和元年11月17日生
高ノ山翼・美香さんの子

出来る事がどんどん増えていくね。
早く一緒にお散歩しようね!!

「こんにちは」コーナーの
赤ちゃんを募集します

企画課 ☎388-1113

応募対象 令和2年1月生まれの赤ちゃん 応募期限 11月30日(月)
応募方法 企画課窓口 写真とコメント(40字程度)をご持参ください
Eメール 氏名(お子さんと保護者の方)・生年月日・住所・コメント(40字程度)・電話番号を記載し、写真を添付したメールをkikaku@town.kasamatsu.lg.jpへお送りください

MATSUNAMI **松波総合病院**

TEL: 058-388-0111

4大疾病である、がん・脳卒中・糖尿病・急性心筋梗塞の名専門医を有し、「断らない救急」を実践しています。

町商工会加入店舗で使える
コロナに負けるな! 第2弾
生活応援 割引 クーポン

最大 / 3,000 円 OFF

利用期限 **12月31日(木)**
企画課 ☎388-2566

※クーポン券は、特別定額給付金支給のお知らせに同封して送付しました。紛失などによる再発行はできませんのでご了承ください。

●発行・編集/笠松町・企画課 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1 ☎058-388-1113 FAX.058-387-5816

ホームページアドレス <https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>